



## ごみの排出ルールを守りましょう！！

### ○ごみは所定のごみステーションで！

他地区の人が車でごみステーションに来て、ごみを捨てていくとの目撃情報が多く寄せられています。このような行為はステーションを管理している地域の方にとって大変な迷惑となりますので絶対にやめてください。ごみは各自、決められた所定のステーションに排出するようお願いします。

### ○町指定のごみ袋を使用しましょう！

草刈りをした後の草等を、町指定のごみ袋以外の袋やダンボール箱等に入れて処理券（シール）を貼って排出していることがありますが、これは収集できません。必ず町指定のごみ袋を使用して排出してください。（処理券は「単品の大きさが指定袋に入らない」かつ「粗大ごみ未満の大きさ」のもの、または直径35cm以内に縛った枝などに使用してください）

問合せ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎21-2118



## お引越しなどで大量にごみを出す場合について

お引越しのときなど、ごみステーションに一度に大量のごみを出すと、他の利用者の方の迷惑になるだけでなく、回収業務にも支障をきたしてしまいます。

やむを得ず、一度に大量のごみを処分したい場合は次の方法をご検討ください。

### 【すべてのごみ】

- ・複数回に分けて出す
- ・一般廃棄物の収集運搬許可業者に依頼する（有料）  
（作業員や運搬車両の手配の都合がありますので、できる限り早めに申込みするようお願いします。）

### 【燃やさないごみ・粗大ごみ】

- ・余市町クリーンセンター（豊丘町850番地）へ自己搬入する  
（月曜～金曜日 午前8時45分～午後4時30分、10kgにつき80円）

### 【資源物（かん・びん・ペットボトル・紙類）】

- ・北後志リサイクルセンター（栄町461番地）へ自己搬入する（毎月第1～第4火曜日 午後1時～午後4時）

問合せ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎21-2118



## パブリックコメントの結果

| 計画などの名称                                       | 募集期間        | 結果               | 担当課   |
|---|-------------|------------------|-------|
| ①第2次余市町食育推進計画（素案）                             | 1月29日～2月28日 | ご意見等の提出はありませんでした | 農林水産課 |
| ②第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画<br>及び第3期余市町障がい児福祉計画（素案） | 2月1日～3月4日   | ご意見等の提出はありませんでした | 福祉課   |

問合せ ①農林水産課 農政振興係 ☎21-2123 ②福祉課 福祉係 ☎21-2120